

球磨川水防連絡会 規約

（目的）

第 1 条 球磨川水防連絡会（以下「連絡会」という。）は、球磨川における水防活動に関する迅速的確な情報連絡、協力体制の確立並びに効果的な水防活動の確立をはかり、もって水害を防止し、又は軽減することを目的とする。

（組織）

第 2 条 連絡会は、別表－ 1 に掲げる機関をもって構成する。
（会務）

第 3 条 連絡会は、第 1 条の目的を構成するため、次の活動を行う。

- 一．水防活動に関する河川情報等の交換
- 二．水防活動に関する連絡系統の確立
- 三．出水期前の合同河川巡視
- 四．水防に関する知識の普及
- 五．会員相互の密接な連絡
- 六．その他連絡会の目的を遂行するために必要と認められる事項

（役員）

第 4 条 連絡会に会長 1 名、副会長 2 名及び委員を置く。

（役員の職務、権限等）

第 5 条 会長は連絡会を代表し、会務を総括するものとし、九州地方整備局八代河川国道事務所長をもってこれにあてる。

- 2．副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときに、その職務を代行するものとし、関係地域振興局のうち代表者 1 名及び関係水防管理委員の長のうち代表者 1 名を選任し、これにあてる。
- 3．副会長の任期は 2 年とする。ただし、再選を妨げない。

（総会）

第 6 条 総会は、会務を評議し、会長が必要と認めたときは、これを招集する。

（幹事会及び災害情報協議会）

第 7 条 連絡会に幹事会及び、ハザードマップ等災害情報の整備のための連絡調整を行う災害情報協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2．幹事会は、次の各号に掲げる事務を行う。
 - 一．会務の企画及び立案に関すること。

- 二．会員相互間の連絡に関すること。
- 三．総会において、委託された事項に関すること。

（幹事会及び協議会の役員等）

第 8 条 幹事会は、別表－ 2 に掲げる幹事をもって構成する。ただし幹事長は、九州地方整備局八代河川国道事務所技術副所長、副幹事長は同事務所流域治水課長及び熊本県河川課課長補佐をもってこれにあてる。

- 2．災害情報協議会は、別表－ 3 に掲げる委員をもって構成する。ただし協議会長は、九州地方整備局八代河川国道事務所技術副所長（八代河川国道事務所災害情報普及支援室長と兼任）、副会長は同事務所流域治水課長及び熊本県河川課長をもってこれにあてる。災害情報復旧支援室幹事長は、幹事会を主宰としこれを招集する。
- 3．幹事会は幹事長が、協議会は協議会長が招集する。
- 4．幹事長は幹事会を、協議会長は協議会を統括する。
- 5．副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代行する。

（事務局）

第 9 条 連絡会の事務を処理するために、九州地方整備局八代河川国道事務所に事務局を置く。

（規約の改正）

第 1 0 条 本規約の改正は、総会の決議を経なければならない。

附 則

本規約は、平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日から実施する。

一部改正 平成 2 6 年 5 月 9 日

一部修正 令和 2 年 4 月 1 日

一部修正 令和 5 年 6 月 2 日

別 表－ 1

球磨川水防連絡会委員名簿	
関 係 機 関	委 員 名
九州地方整備局 八代河川国道事務所	所 長
九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所	所 長
熊本県 知事公室 危機管理防災課	課 長
熊本県 土木部 河川課	課 長
熊本県 県南広域本部 土木部	部 長
熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 土木部	部 長
熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部	部 長
熊本県市房ダム管理所	所 長
八代市	市 長
人吉市	市 長
芦北町	町 長
錦 町	町 長
あさぎり町	町 長
多良木町	町 長
湯前町	町 長
球磨村	村 長
相良村	村 長
水上村	村 長

別 表－ 2

球磨川水防連絡会幹事会名簿	
関 係 機 関	幹 事 名
九州地方整備局 八代河川国道事務所	技術副所長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	流域治水課長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	工務第一課長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	河川管理課長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	八代出張所長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	人吉出張所長
九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所	調査課長
熊本県 知事公室 危機管理防災課	課長補佐
熊本県 土木部 河川課	課長補佐
熊本県 県南広域本部 土木部	維持管理課長
熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 土木部	維持管理調整課長
熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部	維持管理調整課長
熊本県 市房ダム管理所	管理課長
八代市	危機管理課長
人吉市	防災課長
芦北町	総務課長
錦 町	総務課長
あさぎり町	総務課長
多良木町	総務課長危機管理防災課長
湯前町	総務課長
球磨村	総務課長
相良村	総務課長
水上村	総務課長

別 表－ 3

災害情報協議会委員名簿

関 係 機 関		委 員 名
九州地方整備局	八代河川国道事務所	副所長
九州地方整備局	八代河川国道事務所	流域治水課長
熊本県	知事公室	危機管理防災課長
熊本県	土木部	河川課長
熊本県	県南広域本部 土木部	工務課長
熊本県	県南広域本部 芦北地域振興局 土木部	工務課長
熊本県	県南広域本部 球磨地域振興局 土木部	工務課長
八代市		危機管理課長、土木課長
人吉市		防災課長
芦北町		総務課長、建設課長
錦 町		総務課長、地域整備課長
あさぎり町		総務課長、建設課長
多良木町		総務課長、環境整備課長
課長		危機管理防災課長、建設
湯前町		総務課長、建設水道課長
球磨村		総務課長、建設課長
相良村		総務課長、建設課長
水上村		総務課長、建設課長

球磨川水系水防災意識社会再構築会議 規約（案）

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、「球磨川水系水防災意識社会再構築会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 本会議は、令和 2 年 7 月球磨川豪雨等の大規模洪水が近年多発していることや、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川管理者、気象台、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、球磨川水系流域治水プロジェクトにおける避難・水防対策を一体的、計画的に推進することにより、流域治水、防災・減災が主流となる社会（水防災意識社会の概念も含む）を目指すことを目的とする。

（組織）

第 3 条 会議は、会長を置き、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会議の運営及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を会議に求めることができる。

（幹事会）

第 4 条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について会議へ報告する。
- 5 第 4 項について議論するため、必要に応じて幹事会内にワーキンググループを設置することができる。
- 6 ワーキンググループは、別表 3 の職にある者をもって構成する。
- 7 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会及びワーキンググループに求めることができる。

（会議の実施事項）

第 5 条 会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 二 迅速かつ的確な避難、水防及び社会経済被害の最小化を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

- 三 毎年、会議を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本会議等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、情報の共有を図る。

- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第 6 条 会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会議に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を会議へ報告することにより公開と見なす。

（会議資料等の公表）

第 7 条 会議に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、会議の了解を得て公表しないものとする。

- 2 会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第 8 条 会議及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、八代河川国道事務所流域治水課及び熊本県土木部河川課に置く。

（雑則）

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、会議で定めるものとする。

（附則）

第 1 0 条 本規約は、平成 2 8 年 6 月 9 日から施行する。

（附則一部改定）

本規約は、平成 3 0 年 5 月 3 0 日から施行する。

（一部改定）

本規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（一部改定）

本規約は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

（一部改定）

本規約は、令和 5 年 6 月 2 日から施行する。

別表 1

球磨川水系水防災意識社会再構築会議委員名簿

八代市長
人吉市長（会長）
芦北町長
錦町長
あさぎり町長
多良木町長
湯前町長
水上村長
相良村長
五木村長
山江村長
球磨村長
熊本県 知事公室 危機管理防災課長
熊本県 企画振興部 政策監
熊本県 土木部 河川課長
熊本県 市房ダム管理所長
熊本県 県南広域本部 土木部長
熊本県 芦北地域振興局 土木部長
熊本県 球磨地域振興局 土木部長
気象庁 熊本地方气象台長
九州地方整備局 八代河川国道事務所長
九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長

別表 2

球磨川水系水防災意識社会再構築会議（幹事会）委員名簿

八代市	危機管理課長
人吉市	防災課長
芦北町	総務課長
錦 町	総務課長
あさぎり町	総務課長
多良木町	危機管理防災課長
湯前町	総務課長
水上村	総務課長
相良村	総務課長
五木村	総務課長
山江村	総務課長
球磨村	総務課長
熊本県 知事公室 危機管理防災課	課長補佐
熊本県 企画振興部 球磨川流域復興局付	課長補佐
熊本県 土木部 河川課	課長補佐
熊本県 市房ダム管理所	管理課長
熊本県 県南広域本部 土木部	維持管理課長
熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部	維持管理調整課長
熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 土木部	維持管理調整課長
気象庁 熊本地方气象台	防災管理官
九州地方整備局 八代河川国道事務所	副所長
九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所	副所長

別表 3

球磨川水系水防災意識社会再構築会議（ワーキンググループ）委員名簿

- 八代市
- 人吉市
- 芦北町
- 錦 町
- あさぎり町
- 多良木町
- 湯前町
- 水上村
- 相良村
- 五木村
- 山江村
- 球磨村
- 熊本県 知事公室 危機管理防災課
- 熊本県 企画振興部 球磨川流域復興局付
- 熊本県 土木部 河川課
- 熊本県 市房ダム管理所
- 熊本県 県南広域本部 土木部
- 熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部
- 熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 土木部
- 気象庁 熊本地方气象台
- 九州地方整備局 八代河川国道事務所
- 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

※ 委員は、ワーキンググループで議論する内容に応じて、各構成組織より実務担当者を選出し、ワーキンググループに参加させる。